平成２８年（フ）第１６８２号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目27番５－203号
債務者　末廣裕之こと　末**廣**　裕之
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５７号
大阪市北区池田町１番２－1251号
債務者　加藤　尚史
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４１号
大阪府茨木市玉櫛１丁目10番10－405号
債務者　谷口　美咲
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７４号
大阪市旭区赤川１丁目２番11号　エクシオプレイスⅠ　503号室
債務者　大内田　愛
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５６号
大阪市生野区勝山北４丁目７番18号
債務者　本間隆晃こと　禹　　貴明
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９３号
大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目５番５号　ウエオカマンション　305号、前住所大阪府東大阪市衣摺４丁目17番９号
債務者　今城有利子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５２４号
大阪市西淀川区福町２丁目２番23号　グリーンハイツ福町113号室
債務者　寺田　　透
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７０号
大阪府摂津市別府１丁目18番１－302号　日生ビル、前住所大阪府摂津市新在家２丁目６番11号
債務者　市川　雅彦
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９０号
大阪市此花区酉島１丁目18番19－403号
債務者　有原美智代（旧姓広田）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地（３－406）
債務者　関　　等
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３３５号
埼玉県川越市大塚新町63番地４（リヴェール703）
債務者　渡部　知哉
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６１号
埼玉県坂戸市伊豆の山町４番地32　グリーンパレス泉Ｂ－103号室
債務者　貴俵身和子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７８号
埼玉県所沢市大字下安松751番地の１　エトワール202
債務者　伊藤喜代子（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０９号
埼玉県富士見市渡戸２丁目10番18－107号、前住所埼玉県富士見市上沢１丁目３番15号
債務者　倉鹿野　実
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４１５号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目４番18号　メゾンフォンテンブロウ106
債務者　中野　育夫
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３３号
埼玉県川越市南大塚５丁目25番地１（コーポグリーンファミリー102号室）
債務者　中村　敏成
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３７号
埼玉県川越市仲町５番地14　（川越サンハイツ201号室）
債務者　有山　辰昌
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部